

情報提供

那医発第 252 号
令和6年9月10日

施設長 各位

那霸市医師会

会長 友利 博朗

常任理事 玉城 研太朗



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会より「令和6年度「団体経由産業保健活動推進助成金」の実施について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。 ☆問合せ先(那霸市医師会 事務局:宮城・前泊 /電話 098-868-7579)

記.....

沖医発第 786 号

令和 6 年 9 月 9 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会

常任理事 玉城研太朗

令和 6 年度「団体経由産業保健活動推進助成金」の実施について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、沖縄労働局労働基準部より標記助成金の案内がありましたので、お知らせいたします。

本件は、令和 6 年 6 月 11 日に沖医発第 363 号にて通知しておりますが、再度、周知等にご協力ををお願いする旨の通知となっております。

当該助成金は、事業主団体等が参加の中小企業等に対して、医師等からの健康診断結果の意見聴取やストレスチェック後の職場環境改善支援等の産業保健サービスを提供するために産業医と契約した場合、その活動費用の 90%（上限 500 万円（一定の要件を満たした団体は 1,000 万円））を助成するものです。

なお、詳細につきましては、リーフレットのほか、必要に応じて、独立行政法人労働者健康安全機構のホームページの本助成金の支給要領、手引き等をご参照いただき、参加の会員、関係事業者等に対する周知等にご協力を賜れますと幸いに存じます。

つきましては、ご多用のところ大変恐縮に存じますが、貴会におかれましても本件についてご了知の上、貴管下関係医療機関への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

■ 令和 6 年度「団体経由産業保健活動推進助成金」の実施について

（令和 6 年 8 月 30 日 事務連絡）

※ 関係文書は文書管理システムへ掲載いたします。

沖縄県医師会業務 2 講 平良、高良、勢理客
TEL : 098-888-0087
FAX : 098-888-0089
Mail : g2@okinawa.med.or.jp



事務連絡
令和6年8月30日

関係団体の長 殿

沖縄労働局労働基準部
健康安全課長

令和6年度「団体経由産業保健活動推進助成金」の実施について

労働安全衛生行政の運営につきましては、日頃より格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の「団体経由産業保健活動推進助成金」につきまして、令和6年5月20日より、令和6年度分の受付を開始することとなりましたので、ご連絡いたします。

この助成金は、事業主団体等が傘下の中小企業等に対して、医師等からの健康診断結果の意見聴取やストレスチェック後の職場環境改善支援等の産業保健サービスを提供するために産業医等と契約した場合、その活動費用の90%（上限500万円（一定の要件を満たした団体は1,000万円））を助成するものです。

また、産業保健サービスを提供する医師や保健師については、労働者の健康管理等に関する知識のある方が望ましく、産業医又は産業医の要件を備えた医師や、産業保健について知識・経験のある保健師を積極的にご活用ください。

なお、詳細につきましては、別添のリーフレットのほか、必要に応じて、独立行政法人労働者健康安全機構のHPの本助成金の支給要領、手引き等をご参照いただき、傘下の会員、関係事業者等に対する周知等にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

当該助成金の実施については、令和6年6月7日付事務連絡により関係団体あて通知したところですが、当該関係団体を含めて、再度、周知等にご協力を賜るようお願いするものです。

（担当） 労働衛生専門官 長嶺
電話：098-8686-4402

団体経由産業保健活動推進助成金のご案内

傘下の中小企業等に産業保健サービスを提供しませんか？

団体経由産業保健活動推進助成金は、事業主団体等を通じて、中小企業等の産業保健活動の支援を行う助成金です。

事業主団体等が傘下の中小企業等に対して、医師等による健康診断結果の意見聴取やストレスチェック後の職場環境改善支援等の産業保健サービスを提供する費用・事務の一部を委託する費用の総額の**90%**（**上限500万円**）（一定の要件を満たした団体※は**1,000万円**）を助成します。※構成事業主が50以上であること等

※1団体につき年度ごとに1回限りです。

対象となる団体等

次のうちいずれかであること

事業主団体等

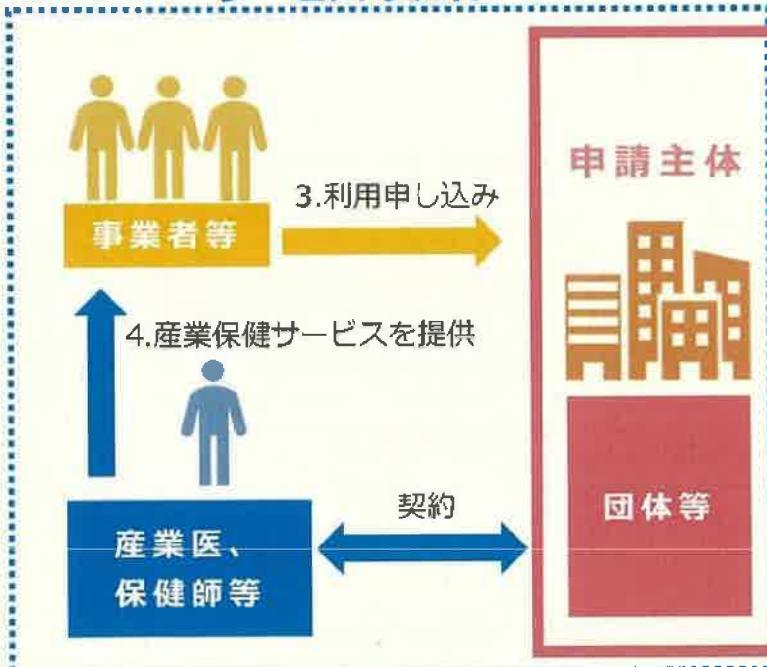
事業主団体又は共同事業主であって、中小企業事業主の占める割合が構成事業主等全体の2分の1を超えていていること等、一定の要件を満たす団体等

労災保険の特別加入団体

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第33条第3号に掲げる者の団体または同条第5号に掲げる者の団体であって、一定の要件を満たす団体

助成の仕組み

サービスの流れ



助成金の流れ



対象となる産業保健サービス等

産業保健サービスで助成対象となるのは以下の①～⑦のとおりです。

- ① 医師、歯科医師による**健康診断結果の意見聴取**
- ② 医師、保健師による**保健指導**
- ③ 医師による**面接指導・意見聴取**
- ④ 医師、保健師、看護師等による**健康相談対応***
- ⑤ 医師、保健師、看護師、社会保険労務士、両立支援コーディネーター等による**治療と仕事の両立支援**
- ⑥ 医師、保健師、看護師等による**職場環境改善支援***
- ⑦ 医師、保健師、看護師等による**健康教育研修、事業者と管理者向けの産業保健に関する周知啓発***

*化学物質取扱に係る健康相談、改善指導、研修等も対象になります。

この他、事務の一部を委託する費用も対象となります。

助成金支給の流れ

- ▶ 原則、先着順で受付します。
- ▶ 実施計画提出の期日前であっても、予算の上限に達する等の場合は、受付を停止します。

1. 実施計画提出 (交付申請)	〆切： 令和6年12月27日(金) 必着
2. 計画承認	1の受付後、原則30日以内
3. 助成対象	計画を承認された期間（最長で令和7年2月21日まで）において、提供されたサービスの費用+事務費の総額の90%（上限あり）
4. 助成金支給申請	計画を承認された期間の最終日から起算し、30日後の日又は令和7年2月28日のうち、いずれか早い日まで 必着
5. 助成金の支給	令和7年3月31日まで

①郵送 ②Googleフォーム ③jGrants（電子申請システム）のいずれかにより、申請が可能です。詳細は、右下の二次元コード又はURLをご確認ください。



お問い合わせ

本助成金に関する詳細は、こちらをご確認ください。

ご相談、ご質問は、こちらのチャットボットが便利です。

チャットボットで解決しない場合は下記までお問い合わせください。

お問い合わせが重なると繋がりにくい場合があります。あらかじめご了承ください。
<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabi/d/1251/default.aspx>

労働者健康安全機構勤労者医療・産業保健部産業保健業務指導課

電話番号：0570-783046

(R6.5)

事業者の皆さんへ

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

「健康診断及び事後措置の実施の徹底」と「医療保険者との連携」をお願いします

1. 健康診断及び事後措置の実施の徹底

■ 健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取、医師の意見を勘案した必要な事後措置の実施は、全て労働安全衛生法に基づく事業者の義務です。

特に小規模事業場での実施率が低くなっています。事業場の規模にかかわらず、労働者の健康管理を適切に講ずるため、事後措置の実施まで徹底してください。

○有所見者に対する医師からの意見聴取を徹底しましょう。

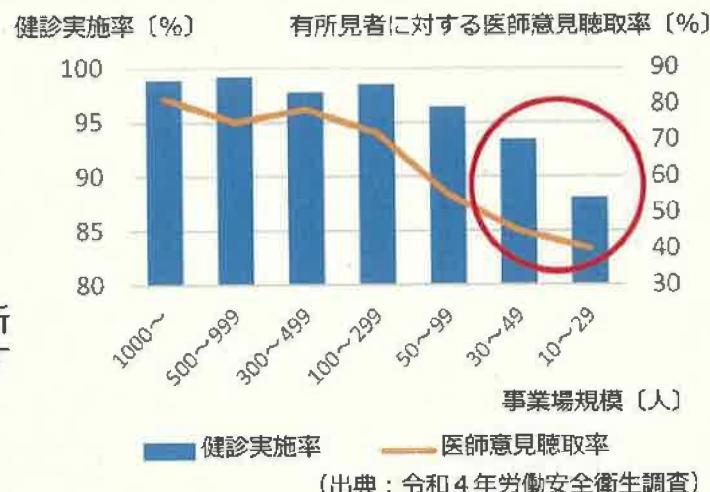
○事後措置は、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときに、労働者の実情を考慮して、必要な措置（就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等）を実施しましょう。

○事後措置を講ずるに当たっては「健康診断結果に基づき事業者が講すべき措置に関する指針」をご確認ください。

健康診断結果に基づき事業者が
講すべき措置に関する指針→



<事業場規模別 健康診断及び医師意見聴取の実施割合>



<地域産業保健センターのご案内>

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場への支援として、産業医・保健師を配置し、健診結果についての医師からの意見聴取、長時間労働者・高ストレス者に対する面接指導、産業医等の事業場訪問による保健指導、労働者の健康に係る各種相談などの対応をしていますので、ぜひご活用ください。

2. 医療保険者との連携

■ 医療保険者※1から健康診断の結果を求められた際の提供にご協力ください。

○保険者は、高齢者医療確保法に基づき特定健康診査・特定保健指導を、健康保険法に基づき保健事業を実施し、労働者の予防・健康づくりに取り組んでいます。

○これらの取組が着実に進められるよう、保険者から労働者の健康診断結果を求められた場合は、その写しを提供することが事業者に義務づけられていますので、健康診断結果の提供への協力をよろしくお願いします。

※法律に基づく提供の場合は、第三者提供に係る本人同意は不要です。

○厚生労働省では、コラボヘルス※2等の労働者の健康保持増進のための取組に要した費用に対し、エイジフレンドリー補助金で一部補助を行っています。積極的にご活用ください。

※1：協会けんぽ、健保組合、市町村国保、国保組合、共済組合等を指します。

※2：医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者の予防・健康づくりを効果的・効率的に実行すること。

エイジフレンドリー補助金
のご案内はこちら



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署

「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について
(抜粋)

令和6年8月23日付け基安発0823第2号

1 重点事項

- (1) 健康診断及び事後措置等の実施の徹底
- (2) 健康診断結果の記録の保存の徹底
- (3) 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携
- (5) 健康保険法（大正11年法律第70号。以下「健保法」という。）に基づく保健事業との連携
- (6) 平成30年3月29日付け基安労発0329第3号「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」を踏まえた小規模事業場における地域産業保健センターの活用

2 取組を実施する上での留意点

- (1) 1の(1)については、健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取を徹底していただきたいこと。また、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときに、労働者の実情を考慮して、必要な事後措置を実施していただきたいこと。
さらに1の(3)については、健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対しては、医師又は保健師による保健指導を行なうよう努めていただきたいこと。事後措置や保健指導を講ずるに当たっては、「健康診断結果に基づき事業者が講すべき措置に関する指針」（平成8年10月1日健康診断結果措置指針公示第1号、平成29年4月14日最終改正）を十分に考慮いただきたいこと。
なお、これらについては、労働者数50人未満の小規模事業場も含む全ての事業場において取り組んでいただく必要があること。
- (2) 1の(4)については、事業者が、高確法第27条第3項の規定により安衛法等に基づく定期健康診断結果を求めた保険者に対して、当該結果のうち特定健康診査に相当する項目を提供することが義務となっている。また、特定健康診査に相当しない項目についても、労働者に同意を得ることにより保険者に対して提供可能であるが、これらを知らないこと等により、中小企業等において、医療保険者への健康診断の結果の情報提供が進んでいないといった指摘がある。一方、こうした情報提供により、コラボヘルス等が推進され、労働者の健康保持増進につながることから、令和5年7月31日付け基発0731第1号保発0731第4号「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に係る事業者と保険者の連携・協力事項について」の一部改正についてに基づいた対応を依頼しているところである。
また、1の(5)については、令和3年6月11日に健保法が改正され、令和4年1月より、特定健康診査の対象とならない40歳未満の労働者の定期健康診断結果についても、保険者から求められた場合の提供が事業者に義務付けられている。
以上を踏まえ、定期健康診断の結果の提供の義務について、別添1のリーフレットの活用等により、周知を行っていただきたいこと。
- (3) 1の(6)については、地域産業保健センターにおいて労働者数50人未満の小規模事業場を対象として、健康診断結果についての医師からの意見聴取、保健指導等の支援を行っていることから、小規模事業場への指導等の際は、必要に応じてその利用を勧奨していただきたいこと。また、事業主団体等が傘下の中小企業等に対して産業保健サービスを提供した費用を助成する「団体経由産業保健活動推進助成金」について、事業主団体及び事業者等に周知する際には、リーフレットの活用等により、その利用を勧奨していただきたいこと。
- (4) 安衛法に基づく各種健康診断の結果報告については、電子申請の利用が可能であることから、別添2のリーフレットの活用等により、その利用を勧奨していただきたいこと。
- (5) 派遣労働者については、健康診断に関する措置義務について、派遣元・派遣先の役割分担がなされているため、以下の事項に留意していただきたいこと。
ア 派遣元事業場による一般健康診断、派遣先事業場による特殊健康診断の実施状況を確認すること。
イ 派遣元事業場においては一般健康診断及び特殊健康診断結果の記録の保存、派遣先事業場においては特殊健康診断結果の記録の保存状況を確認すること。

ウ 派遣労働者に対する一般健康診断の事後措置等の実施については、派遣元事業場にその義務が課せられているが、派遣先事業場でなければ実施できない事項等もあり、派遣元事業場と派遣先事業場との十分な連携が必要であることから、両事業場の連携が十分でない事案を把握した場合は、十分に連絡調整を行う必要があること。

- (6) 外国人労働者を雇用する事業者等に対して、一般定期健康診断の問診票の外国语版（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語、タガログ語、タイ語、ネパール語、クメール語、ミャンマー語、モンゴル語）の周知を行っていただきたいこと。

3 健康診断以外の産業保健に関する取組の周知・啓発

事業場における産業保健の推進を図るために、重点事項と併せて、以下の取組についても周知・啓発を行っていただきたいこと。

- (1) ストレスチェックの確実な実施、集団分析及びその集団分析結果の活用による職場環境改善の推進
- (2) 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（昭和63年9月1日健康保持増進のための指針公示第1号、令和5年3月31日最終改正）に基づく取組の推進
 - ア 地域資源の活用については、「地域・職域連携推進ガイドライン」（平成17年3月策定、令和元年9月改訂）に基づく取組
 - イ 運動の習慣化等による健康保持増進については、スポーツ庁のポスター等を活用した「体力づくり強調月間」（毎年10月1日～31日）、スポーツの日（毎年10月の第2月曜日）及び「Sport in Life推進プロジェクト」の周知啓発
- (3) 職場におけるがん検診の推進
 - ア 健康診断実施時に、事業者や健康診断実施機関等から、がん検診の受診勧奨
 - イ 特に、女性従業員に対し、乳がん検診・子宮頸がん検診や婦人科等の定期受診促進について、別添3及び4のリーフレットを活用した周知
 - ウ 「職域におけるがん検診に関するマニュアル」（平成30年3月策定）を参考にしたがん検診の実施
 - エ 別添5のリーフレットを活用した、がん対策推進企業アクションの周知

(4) 女性の健康課題に関する理解の促進

- ア 別添6のリーフレットを活用した、産業保健総合支援センターにおける人事労務担当者・産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修及び女性の健康課題に関する相談窓口の周知
 - イ 企業や働く女性向けに健康管理に関する情報を提供している「働く女性の心とからだの応援サイト」や「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」の活用
 - ウ 別添7の転倒灾害防止に向けたリーフレットによる骨粗鬆症検診の受診勧奨

(5) 眼科検診等の実施の推進

- ア アイフレイルチェックリストや6つのチェックツールを活用した眼のセルフチェックの推進
- イ 転倒等の労働災害の原因ともなっている視野狭窄を含む緑内障等の眼科疾患を予防し、早期に発見するため、40歳以上の従業員に対し、別添8のリーフレットを活用した眼科検診の周知

(6) 職場における感染症に関する理解と取組の促進

- ア 「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」（平成23年5月16日策定、令和4年3月7日最終改訂）に基づく職域での検査機会の確保等
- イ 「職場におけるエイズ問題に関するガイドライン」（平成7年2月20日策定、平成22年4月30日改訂）に基づく取組
 - ウ 令和4年4月20日付け基安労発0420第1号「従業員に対する風しんの抗体検査の機会の提供について（協力依頼）」等に基づく抗体検査の機会の提供等
- (7) 「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」（令和6年5月28日策定）に基づく、個人事業者等による定期的な健康診断の受診、注文者等による健康診断の受診に要する費用の配慮等個人事業者等の健康管理のための取組の周知

事業主の皆さんへ

労働安全衛生関係の一部の手続の 電子申請が義務化されます

2025年1月1日より以下の手続について、
電子申請が原則義務化されます

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

義務化されるもの以外にも…

- ・ 足場／局所排気装置等の設置・移転・変更届
(労働安全衛生法第88条に基づく届出)
- ・ 特定化学物質など各種特殊健康診断結果報告
- ・ 特定元方事業者の事業開始報告

など多くの届出等が電子申請可能です



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakuunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html

電子申請の詳細は
こちらからご確認ください。

電子申請をご利用いただくと、労働基準監督署へ来署せずに手続きすることができます。

- ・ 時間や場所にとらわれずに手続きが可能
- ・ スマホやタブレット、パソコン上だけで手続きが完了
- ・ 電子署名・電子証明書の添付は不要

ぜひ電子申請をご利用ください！



厚生労働省労働基準局
広報キャラクター たしかめたん



厚生労働省 · 都道府県労働局 · 労働基準監督署



子宮頸がんについて

- わが国では女性のがんの中で罹患する人が多く、特に30~40歳代の女性で近年増加傾向にあるがんです。
- 検診を受けることで、がんになるリスクや死亡リスクが減少します。
- 検診は2年に1度定期的に受けてください。ただし、月経(生理)以外に出血がある、閉経したのに出血がある、月経が不規則などの症状がある場合は次の検診を待たずに医療機関を受診してください。
- 検診で「要精密検査」となった場合は、その後必ず精密検査を受けてください。
- 精密検査はコルポスコープ下の組織診・細胞診・HPV検査などを組み合わせて行います。
- 検診では、がんでないのに「要精密検査」と判定される場合や、がんがあるのに見つけられない場合もあります。
- 検診は自治体と、各医療機関が連携して行っています。精密検査の結果は関係機関で共有されます。^{*}

*精密検査の結果は市区町村へと報告されます。また、最初に受診した医療機関と異なる医療機関で精密検査を受けた場合は、最初に受診した医療機関にも後日精密検査結果が共有されます。(医療機関の検診精度向上のため)

これから受ける検査のこと 子宮頸がん検診



「子宮頸がん」「がん検診」などのがんの情報についてもっと詳しく知りたい方に、国立がん研究センターのがん情報サービスは、わかりやすく確かな情報をお届けしています。

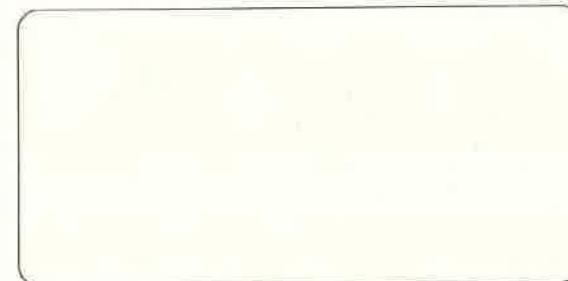
国立がん研究センター
がん情報サービス

ganjoho.jp



がん情報ギフト

国立がん研究センターは、皆さまからのご寄付で「誰かな、わかりやすい、役立つ」がん情報をつくり、全国の図書館などにお届けするキャンペーンを行っています。ぜひご協力ください。



発行：国立がん研究センターがん対策情報センター
がん医療支援部 検診実施管理支援室 2021年4月
協力：厚生労働行政推進調査事業費補助金「検診効果の最大化に資する職域を加えた新たながん検診精度管理手法に関する研究」班

子宮頸がん検診を受ける前に…

子宮頸がんは罹患する人(かかる人)がわが国での女性のがんの中でも比較的多く、また30-40歳代の女性で近年増加傾向にあります。自治体で推奨している子宮頸がん検診(子宮頸部の細胞診)は「死亡率・罹患率を減少させることができることが科学的に証明された」有効な検診です。早期発見、治療で大切な命を守るために、20歳以上の女性は2年に1度定期的に検診を受診し、「要精密検査」という結果を受け取った場合には必ず精密検査を受けるようにしてください。

すべての検診には「デメリット」があります。がんは発生してから一定の大きさになるまでは発見できませんし、検査では見つけにくいがんもありますので、すべてのがんががん検診で見つかるわけではありません。また、がんでなくとも「要精検」と判定されることもあります。子宮頸がんは前がん病変も検診で見つけられるのですが、この中には放置しても治癒してしまうものも多いために、結果的に不必要的精密検査や治療を受けなければならない場合もあります。さらに、検査によって出血などが起こることがあります。

しかし、子宮頸がん検診はこれらの低い確率で起こるデメリットよりも、がんで亡くなることを防ぐメリットが大きいことが証明されているため、必ず定期的に受診してください。

子宮頸がん検診の流れ

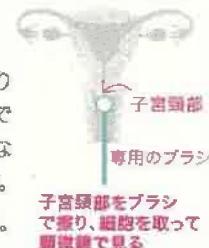


気になる症状がある場合

月経(生理)以外に出血がある、閉経したのに出血がある、月経が不規則など、気になる症状がある場合は問診の際に医師に必ずお伝えください。不正出血が疑われる症状がある場合は自治体の検診を待たず、すぐに婦人科を受診してください。また現在婦人科を受診し経過観察中の方は自治体の検診ではなく、引き続き受診中の主治医の指示を受けてください。

子宮頸部の細胞診

子宮頸がん検診は子宮頸部(子宮の入り口)を、先にブラシのついた専用の器具で擦って細胞を取って、がん細胞など異常な細胞がないかを顕微鏡で調べる検査です。



*月経(生理)中は避けて検査を受けてください。

精密検査はコルポスコープ検査(またはHPV検査)

細胞診で異常が発見されたらコルポスコープ検査で詳しく調べます。コルポスコープ(腔拡大鏡)を使って子宮頸部を詳しく見ます。異常な部位が見つかれば、組織を一部採取して悪性かどうかを診断します。また細胞診の結果によってはHPV検査(子宮頸がんを引き起こすウイルスの有無を調べます)を行い、コルポスコープ検査が必要かどうかを判断することもあります。



検診は20歳以上、2年に1度定期的に受けることが大切です

子宮頸がんの中には急速に進行するがんもあります。早期発見のために必ず2年に1度、定期的に検診を受けてください。推奨している受診年齢や受診間隔を守らないと、検診の「デメリット」が大きくなってしまいます。



乳がんについて

- わが国では女性のがんの中でも罹患する人が多く、がんによる死亡原因の上位に位置するがんです。
- 検診を受けることでがんによる死亡リスクが減少します。
- 検診は2年に1度、定期的に受けて下さい。ただし、しこり、乳房のひきつれ、乳頭から血性の液ができる、乳頭の湿疹やただれなどの症状がある場合は次の検診を待たずに医療機関を受診してください。
- 検診で「要精密検査」となった場合は、その後必ず精密検査を受けてください。
- 精密検査はマンモグラフィの追加撮影、超音波検査、細胞診、組織診などで、これらを組み合わせて行います。
- 検診では、がんでないのに「要精密検査」と判定される場合や、がんがあるのにそのがんが見つけられない場合もあります。
- 検診は自治体と、各医療機関が連携して行っています。精密検査の結果は関係機関で共有されます。※

※精密検査の結果は市区町村へと報告されます。また、最初に受診した医療機関と異なる医療機関で精密検査を受けた場合は、最初に受診した医療機関にも後日精密検査結果が共有されます。(医療機関の検診精度向上のため)

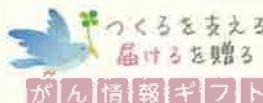
これから受ける検査のこと 乳がん検診



「乳がん」「がん検診」などのがんの情報についてもっと詳しく知りたい方に、国立がん研究センターのがん情報サービスは、わかりやすく確かな情報をお届けしています。

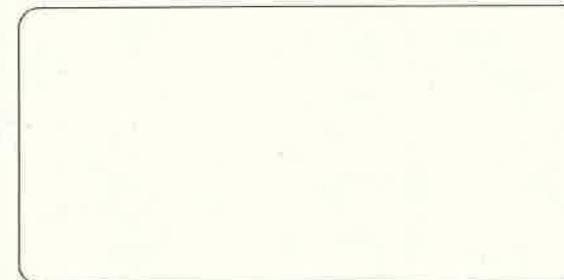
国立がん研究センター
がん情報サービス

ganjoho.jp



がん情報ギフト

国立がん研究センターは、皆さまからのご寄付で「誰かな・わかりやすい・役立つ」がん情報を作り、全国の図書館などにお届けするキャンペーンを行っています。ぜひご協力ください。



発行：国立がん研究センターがん対策情報センター
がん医療支援部 検診実施管理支援室 2021年4月
協力：厚生労働行政推進調査事業費補助金「検診効果の最大化に資する職域を加えた新たながん検診精度管理手法に関する研究」班

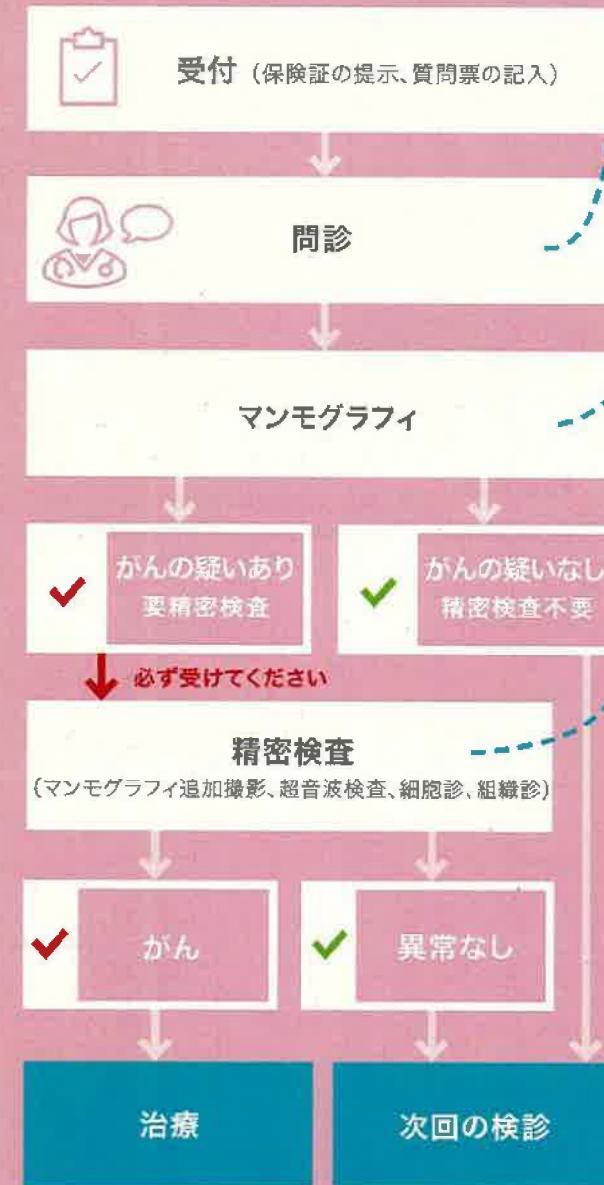
乳がん検診を受ける前に…

乳がんは罹患する人(かかる人)がわが国の女性のがんの中でも多く、がんによる死亡原因の上位に位置するがんです。自治体で推奨している乳がん検診(マンモグラフィ)は「死亡率を減少させることができ科学的に証明された」有効な検診です。早期発見、治療で大切な命を守るために、40歳以上の女性は2年に1度定期的に検診を受診し、「要精密検査」という結果を受け取った場合には必ず精密検査を受けるようにしてください。

すべての検診には「デメリット」があります。がんは発生してから一定の大きさになるまでは発見できませんし、検査では見つけにくいがんもありますので、すべてのがんががん検診で見つかるわけではありません。また、がんでなくとも「要精検」と判定されたり、放置しても死に至らないがんが見つかったために、不必要的治療を受けなければならない場合もあります。

しかし、乳がん検診はこれらの低い確率で起こるデメリットよりも、がんで亡くなることを防ぐメリットが大きいことが証明されているため、必ず定期的に受診してください。

乳がん検診の流れ



気になる症状がある場合

マンモグラフィでは見つけにくいがんもあります。早期の乳がんは自覚症状がないことが多いですが、しこり、乳房のひきつれ、乳頭から血性の液が出る、乳頭の湿疹やただれなど気になる症状がある場合は問診の際に医師に必ずお伝えください。症状がある場合は、自治体の乳がん検診を待たず、すぐに乳腺外来のある医療機関を受診してください。

マンモグラフィ

マンモグラフィは小さいしこりや石灰化を見つけることができます。乳房を片方づつプラスチックの板で挟んで撮影します。乳房が圧迫されるため痛みを感じることもありますが、圧迫時間は数十秒ほどです。また放射線被曝による健康被害はほとんどありません。

- ・視触診検査は推奨されていませんが、マンモグラフィとの併用に限り、視触診検査が行われる場合があります。



精密検査について

マンモグラフィ追加撮影
疑わしい部位を多方面から撮影します。

乳房の超音波検査

超音波で、疑わしい部位を詳しく観察します。



超音波検査

細胞診、組織診

疑わしい部位に針を刺して細胞や組織を採取し悪性かどうか診断します。

検診は40歳以上、2年に1度定期的に受けることが大切です

乳がんの中には急速に進行するがんもあります。早期発見のために必ず2年に1度、定期的に検診を受けてください。推奨している受診年齢や受診間隔を守らないと、検診の「デメリット」が大きくなってしまいます。

がん対策推進企業アクション

無料でも、ここまでできる会社のがん対策！
「がん対策推進企業アクション」に登録しましょう。



社内掲出用のポスターを無料でプレゼント



推進パートナー登録証をお送りします



企業同士の情報交換オンライン会議の様子



毎月最新の情報をNewsとしてお届け



特別講師によるオンライン・オフライン無料研修



YouTubeでも監修の中川先生が講義

1.がん対策の「切り札」は、がんをやること！



推進パートナー登録で中川先生監修の“がん教育eラーニング”を名前でも無料で受講できます！



がん対策の積極推進企業には表彰制度あり

▶ がん対策推進企業アクションとは？

厚生労働省が実施する各種対策の中で、職域がん対策に特化した国家プロジェクトです。東京大学の中川恵一先生をアドバイザリーボードの議長として、令和4年で14年目を迎え、現在では規模を問わず多数の企業・団体が推進パートナー登録しています。登録・月額費用はかかりません。

▶ なぜ企業が「がん対策」？

2人に1人ががんになるとと言われている、がん大国である日本において、定年の延長や女性の社会進出を背景として、「働く世代」でがんに罹患する方が増えています。これは企業経営においても見過ごすことの出来ない重要な問題であり、職域がん対策については、様々な対策の整備も進んでいます。

▶ 登録したらどんなメリットがあるの？

e-ラーニングの利用、研修会や意見交換会への参加、YouTube動画などの啓発ツールの活用など、様々なコンテンツが無料でご利用いただけます。また医師・専門家による最新情報も毎月お届けします。ぜひ大切な社員をがんから守るために「がん対策推進企業アクション」へご登録ください。

ホームページの
登録フォームから
お申し込みください

事務局にて確認後
登録手続きを行います

登録手続き完了後
登録証などを
お送りします

登録完了



がん対策推進企業アクション事務局

〒102-0083 東京都千代田区麹町2-3-9 麹町プレイス4F (株式会社ウインウイン内)

tel.03-6281-9094

企業アクション

検索



その他女性の健康支援に役立つツール

● 働く女性の心とからだの健康応援サイト（厚生労働省）

女性が健康で働くために職場でどのようなことに取り組んだらいいのか、様々なヒントが掲載されています。

企業の取組事例なども紹介しています。

<https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/>



● 女性の健康推進室 ヘルスケアラボ（厚生労働省）

すべての女性の健康を推進するために、ライフステージに応じた心身の変化や、女性特有の病気に関する情報、セルフチェックなどについて紹介しています。

<https://w-health.jp/>



● 不妊予防支援パッケージ（内閣府・文部科学省・厚生労働省）

生涯にわたる女性の健康を包括的に支援することを通じ、不妊予防に向けた取り組みを推進するため、関係省庁とが連携し、不妊予防支援パッケージを公表しています。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/content/10901000/000825095.pdf>



労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません

「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- (なし) 何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒 (27%)
▶転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入 (★)



- 作業場・通路に放置された物につまずいて転倒 (16%)
▶パックヤード等も含めた整理、整頓（物を置く場所の指定）の徹底



- 通路等の凹凸につまずいて転倒 (10%)
▶敷地内（特に従業員用通路）の凹凸、陥没穴等（ごくわずかなものでも危険）を確認し、解消



- 作業場や通路以外の障害物（車止め等）につまずいて転倒 (8%)
▶適切な通路の設定
▶敷地内駐車場の車止めの「見える化」

- 作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒 (8%)
▶設備、什器等の角の「見える化」



- 作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒 (7%)
※引き回した労働者が自らつまずくケースも多い
▶転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる

「滑り」による転倒災害の原因と対策

- 凍結した通路等で滑って転倒 (25%)
▶従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する (★)



- 作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒 (19%)
▶水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。
(清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してからの開放の徹底)



- 水場（食品加工場等）で滑って転倒 (16%)
▶滑りにくい履き物の使用（労働安全衛生規則第558条）
▶防滑床材・防滑グレーティング等の導入、摩耗している場合は再施工 (★)
▶隣接エリアまで濡れないよう処置



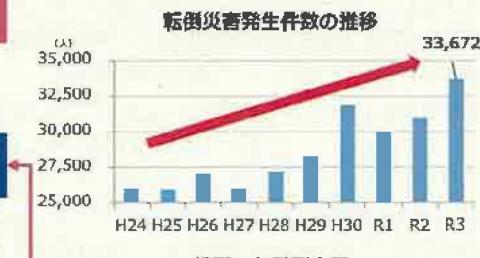
- 雨で濡れた通路等で滑って転倒 (15%)
▶雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う



(★)については、高年齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」（補助率1/2、上限100万円）を利用できます

中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます

転倒災害の発生状況（休業4日以上、令和3年）



性別・年齢別内訳



転倒による怪我の様様

・骨折（約70%）

- 打撲
- 眼球破裂
- 外傷性気胸 など

転倒災害による平均休業日数（※労働者死傷病報告による休業見込日数）

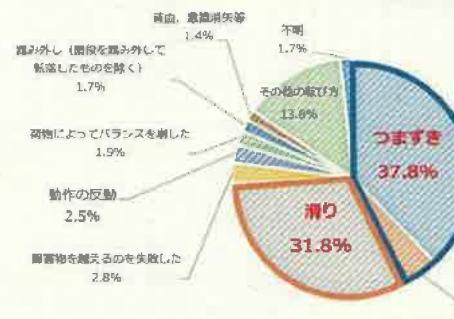
47日

転倒したのは…



転倒災害が起きているのは
移動のときだけではありません

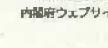
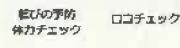
転倒時の類型



主な原因と対策

くそり他の転び方

- 他人とぶつかった・ぶつかられた
- 台車の操作を失敗した
- 他人、動物等を避けようとしてバランスを崩した
- 腰が引っかかった
- 坂道等でバランスを崩した
- 立ち上ったときにバランスを崩した
- 靴紐を踏んだ
- 風でバランスを崩した



転倒リスク・骨折リスク

■ 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります
→「転びの予防体力チェック」「口コチエック」をご覗ください

■ 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します
→対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう

■ 現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることもあります
→「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」（内閣府ウェブサイト）



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

介護労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を 防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません

「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- (なし) 何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒 (33%)
 >転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入 (★)
 >走らせない、急がせない仕組みづくり

通路の段差につまずいて転倒 (15%)
 >事業場内の通路の段差の解消 (★)、「見える化」
 >送迎先・訪問先での段差等による転倒防止の注意喚起

設備、家具などに足を引っかけて転倒 (12%)
 >設備、家具等の角の「見える化」

利用者の車椅子、シルバーカー、杖などにつまずいて転倒 (8%)
 >介助の周辺動作のときも焦らせない
 介助のあとは“一呼吸置いて”から別の作業へ

作業場や通路以外の障害物（車止めなど）につまずいて転倒 (7%)
 >適切な通路の設定
 >敷地内駐車場の車止めの「見える化」

コードなどにつまずいて転倒 (5%)
 >労働者や利用者の転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に徹底させる

「滑り」による転倒災害の原因と対策

-  **凍結した通路等で滑って転倒 (24%)**
▶従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マットを設置する(★) 
 -  **浴室等の水場で滑って転倒 (23%)**
▶防滑床材の導入、摩耗している場合は施工し直す(★)
▶滑りにくい履き物を使用させる
▶脱衣所等隣接エリアまで濡れないよう処置
 -  **こぼれていた水、洗剤、油等（人為的なもの）により滑って転倒 (21%)**
▶水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。
(清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してからの開放)
 -  **雨で濡れた通路等で滑って転倒 (11%)**
▶雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑剤撒き等の対策を行う
▶送迎・訪問先での濡れた場所での転倒防止の注意啓発

(★)については、高年齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」(補助率1/2、上限100万円)を利用できます。

由小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます。

転倒災害（休業4日以上）の発生状況（令和3年）

社会福祉施設における転倒災害の轉換

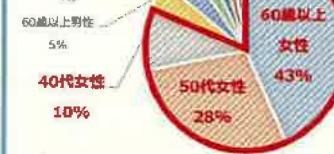
- #### • 骨折 (約70%)

- ・ 打撲
 - ・ じん帯損傷
 - ・ 挞挫
 - ・ 外傷性くも膜下出血

社会福祉施設の転倒災害による平均休業日数（※労働者死傷病報告による休業見込日数）

44白

介護の現場における転倒災害の発生時点



転倒災害が起きているのは
移動のときだけではありません

転倒時の頭蓋



Reason	Percentage
滑り	31%
床や浴槽内面に汚れやカビがある	16%
足の付け難い	16%
足の付け難い	14%
足の付け難い	13%
足の付け難い	11%
足の付け難い	10%

転倒リスク・骨折リスク

- 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります
→「転びの予防 体力チェック」「口コチェック」をご覧ください
 - 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します
→対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう
 - 現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることもあります
→「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」（内閣府ウェブサイト）



働く人の「見えにくい」を放っておかないで！



はっきり



見え方OK

明るい



あざやか

広い視界

ぼんやり



目の病気かも？

暗い



かすむ

狭い視界

自分では
気づきにくいが
加齢などで
見え方が変化

職場の安全点検は、一人ひとりの目の点検から！

転倒の労災休業見込み日数は

48.5日(平均)

休業4日以上の死傷者数

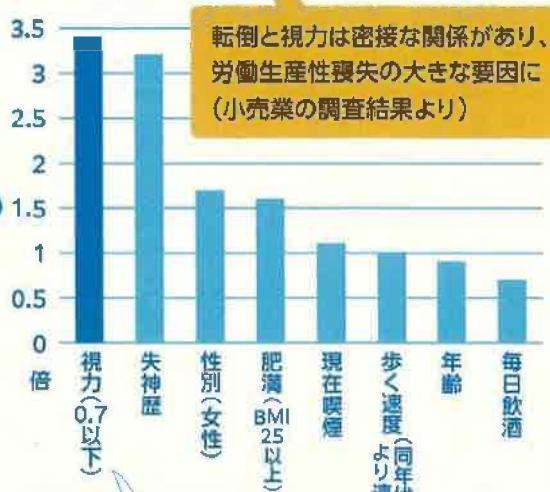


出典：厚生労働省 労働災害発生状況(2023)

視力0.7以下の転倒災害は

3.4倍

転倒と視力は密接な関係があり、
労働生産性喪失の大きな要因に
(小売業の調査結果より)



眼鏡やコンタクトを使っている
人は装用した時の視力

河津、志摩ら
第32回日本産業衛生学会全臨協議会(2022)

見えにくい状態のまま働いていると、作業ミスや確認不足、事故につながります。

職場の安全を守るために、眼底検査をして目の病気を早期発見しましょう。

「見えにくい」に潜む病気を調べるには？

視力検査だけではわかりません



視覚障害の原因の80%以上が眼底の疾患です。機能回復ができないものも多く、早期発見が大切ですが、初期は視力が下がらず自覚がないことが大半です。眼底検査なら早期に眼底の病気を見つけることができます。

年1回、眼底検査を！

緑内障

徐々に視野が狭くなる。
日本で失明原因の第一位。



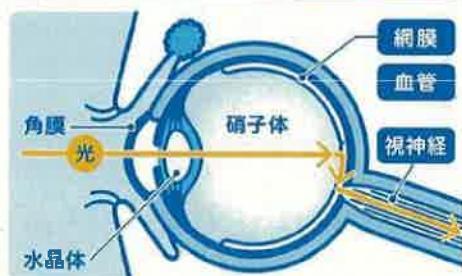
近視の人は特に注意！

Matoba R, et al, Jpn J Ophthalmol, 2023

眼底検査ってどんな検査？



眼底とは眼の奥部分で、病気を発見するための大変な情報がたくさん詰まっています。眼底検査では、血管や網膜、視神経を調べます。少しまぶしいですが、痛みはありません。



アイフレイル(加齢による目の機能低下)の自己チェックも有効です

2つ以上該当したら眼科医への相談をお勧めしています。目の病気のサインを見逃さないでください。

1 	2 	3 	4 	5
6 	7 	8 	9 	10

1 目が疲れやすくなつた
2 夕方になると見にくくなることが増えた
3 新聞や本を長時間見ることが少なくなつた
4 食事の時にテーブルを汚すことがたまにある
5 眼鏡をかけてもよく見えないと感じることが多くなつた
6 まぶしく感じやすくなつた
7 はっきり見えない時にまばたきをすることが増えた
8 まっすぐの線が波打って見えることがある
9 段差や階段で危ないと感じたことがある
10 信号や道路標識を見落としそうになったことがある



事業者の皆さんへ

第75回 全国労働衛生週間

2024（令和6）年10月1日～7日 [準備期間：9月1日～30日]

全国労働衛生週間スローガン

推します

みんな笑顔の 健康職場

誰もが安心して健康に働く職場づくりへのご協力をお願いします！

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。

準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょう

- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 職場における転倒・腰痛災害の予防対策
- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 職場の受動喫煙防止対策
- 治療と仕事の両立支援対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- テレワークでの労働者の作業環境、健康確保
- 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 女性の健康課題への取組

全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡回
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会



厚生労働省
Ministry of Health Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署

取り組みには、以下の情報や支援をご活用ください。

産業保健活動総合支援

産業保健総合支援センターは、産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しています。

地域産業保健センター（地産保）では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを実施しています。

また、事業主団体等を通じて、中小企業等の産業保健活動の支援を行う「団体経由産業保健活動推進助成金」による支援も実施しています。

■産業保健総合支援センター（さんぽセンター）

<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>



■団体経由産業保健活動推進助成金

<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1251/Default.aspx>



メンタルヘルス対策

職場でのメンタルヘルス対策に関する法令・通達・マニュアル、「ストレスチェック実施プログラム（無料）」を掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzensei12/>



メール・電話・SNS相談窓口を設置し、メンタルヘルス対策の取組事例などを紹介しています。

■働く人のメンタルヘルスポータルサイト 「こころの耳」

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



治療と仕事の両立支援

治療と仕事の両立支援のガイドラインや企業の取り組み事例、シンポジウムなどの総合的な情報を紹介しています。

■治療と仕事の両立支援ナビ

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp>



化学物質管理

職場の化学物質管理の道しるべ「ケミガイド」では、化学物質管理に関する無料相談窓口のご案内などを掲載しています。

■職場の化学物質管理の道しるべ 「ケミガイド」

<https://chemiguide.mhlw.go.jp/>



転倒・腰痛予防対策

転倒・腰痛予防対策の参考資料を紹介しています。

■「いきいき健康体操」（監修：松平浩）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000895038.mp4>



■腰痛を防ぐ職場の好事例集

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001087637.pdf>



SAFEコンソーシアム

「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」*に加盟し安全衛生の取り組みを社内外にPRしましょう！



*増加傾向にある転倒・腰痛などの労働災害について、顧客や消費者も含めたステークホルダー全員で解決を図る活動体です。趣旨に賛同した企業、団体でコンソーシアムを構成し、労働災害問題の協議や、加盟者間の取り組みの共有、マッチング、労働安全衛生に取り組む加盟メンバーの認知度向上などをサポートします。

■SAFEコンソーシアムポータルサイトはこちら (サイト内から加盟申請もできます)

<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/>



高年齢労働者の健康づくり

高齢者が安心して安全に働く職場環境の実現に向けた取り組みを進めましょう。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html



働き方改革

時間外労働の削減や年次有給休暇取得促進など働き方改革の推進に役立つ情報を紹介しています。

■働き方の現状が把握できる「自己診断」等 (働き方・休み方改善ポータルサイト)

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



■各種助成金や無料相談窓口の紹介等 (働き方改革特設サイト)

<https://hatarakikatakaku.mhlw.go.jp/top>



労働安全衛生調査

事業所が行っている安全衛生管理や、そこで働く労働者の不安やストレスなど心身の健康状態についての調査結果を公表しています。

安全衛生管理の参考資料として活用するとともに、調査対象となった際のご協力をお願いします。

https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50_an-ji.html



その他

■職場における熱中症予防情報

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>



■職場における受動喫煙防止対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html



■労働基準監督署等への届出は電子申請が便利です！

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html





厚生労働省

沖縄労働局
Okinawa Labour Bureau

うちなー健康経営宣言



Press Release

沖縄労働局発表
令和6年8月30日

担当

沖縄労働局労働基準部 健康安全課
課長 梅澤 栄
衛生専門官 長嶺 進
衛生専門官 久場健滋
電話:098(868)4402

令和5年 職場における定期健康診断実施結果について ～有所見率（70.8%^(※1)）は昨年に比べ1.3ポイント減～ ～9月は職場の健康診断実施強化月間です～

沖縄労働局（局長 柴田 栄二郎）は、令和5年に事業場から提出された定期健康診断結果報告書に基づき、定期健康診断実施結果の状況^(※2)を取りまとめました。

（※1）「有所見率」とは、受診した労働者のうち健康診断の項目に何らかの異常の所見がある方の割合をいう。

（※2）今回の発表内容は、県内5か所の労働基準監督署に報告のあった、延べ1,156事業場（受診者115,673人）において実施された定期健康診断結果報告書に基づくものです。

1 ポイント

（1）有所見率は全国ワースト2位（資料①、②参照）

① 有所見率は前年比1.3ポイント改善の70.8%となり、平成23年から昨年度まで12年連続最下位から抜け出し、全国ワースト2位に。

② 全国平均値との格差は11.9ポイントとなり、昨年に比べ1.9ポイント縮まった。

（2）健診項目別の有所見率（資料③ 参照）

血中脂質が40.2%（全国平均31.2%）で最も高く、次いで血圧26.6%（全国平均18.3%）、肝機能23.4%（全国平均15.9%）の順となっている。また、尿（糖）、喀痰以外の項目で全国平均値より高い。

（3）業種別の有所見率（資料④ 参照）

「製造業（81.8%）」、「清掃・と畜業（80.6%）」、「運輸交通業（75.7%）」等が全業種平均値（70.8%）より高い業種となっている。

2 沖縄労働局の取組み

令和5年度から5か年の計画である「沖縄労働局第14次労働災害防止計画」において、働き盛り世代の健康づくり対策の推進の目標として、定期健康診断結果の有所見率の全国平均との差を令和4年と比較して令和9年までにその拡大に歯止めをかけることを掲げており、以下について取り組んでいく。

- (1) 「うちなー健康経営宣言」登録事業場数を令和9年までに5,000件以上とするため、登録の周知・勧奨を行う。(資料⑤参照)

※「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の商標登録です。

- (2) 健康診断結果に基づく保健指導や、病気を抱える労働者の治療と仕事の両立支援などの必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を令和9年までに80%以上とする。そのため、

① 産業医、衛生管理者、衛生推進者の選任等の指導

② 定期健康診断について

- ・ 定期健康診断の実施と、その結果通知の徹底
- ・ 実施後の措置について、有所見者に対しては、医師による意見聴取の徹底

③ 事業者・産業保健スタッフ等に対して沖縄産業保健総合支援センターや地域産業保健センターの利用勧奨
を積極的に行う。

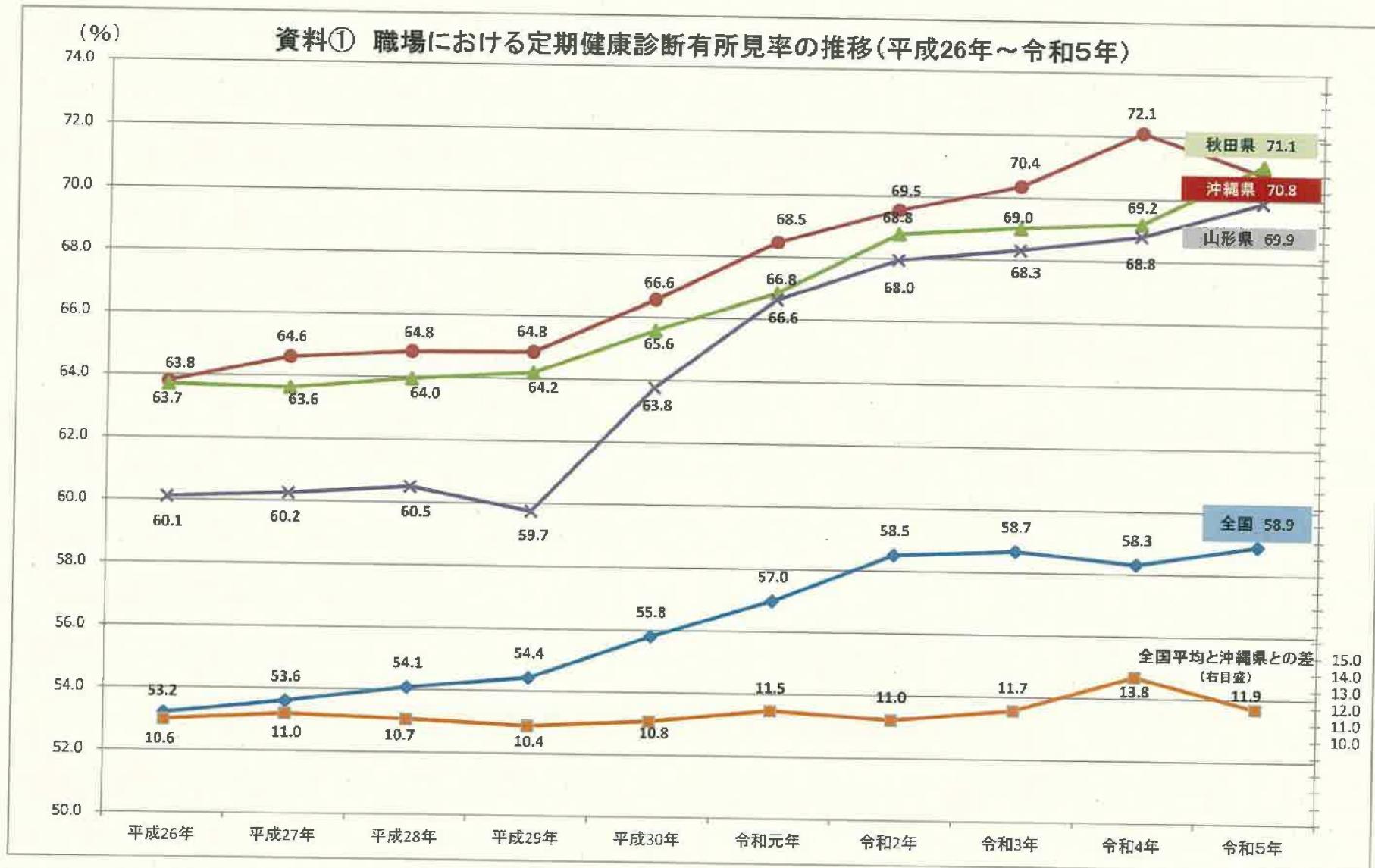
- (3) 令和6年度全国衛生週間(9月準備期間、10月本週間)の周知等を行う。

今年のスローガンは「推します みんな笑顔の 健康職場」(資料⑥)

- (4) 「職場の健康診断実施強化月間(9月)」の取組みについて、関係団体へ周知、及び事業者に対して周知・指導を行う。(資料⑦参照)

[添付資料]

- ① 職場における定期健康診断有所見率の推移(平成26年～令和5年)
- ② 令和5年定期健康診断実施結果(都道府県別)
- ③ 職場における定期健康診断有所見率(令和5年健診項目別)
- ④ 職場における定期健康診断有所見率の主な業種(有所見率の高い順)(令和元年～令和5年)
- ⑤ うちなー健康経営宣言(リーフレット)
- ⑥ 第75回全国労働衛生週間(リーフレット)
- ⑦ 9月は「職場の健康診断実施強化月間」です(リーフレット)



※ 資料出所：厚生労働省「定期健康診断結果調」

(注) 平成28年～平成30年については、厚生労働省において数字を修正している。

(注) 令和4年分については、令和4年10月の労働安全衛生規則の改正前後の有所見率を各期間で加重平均した推計値である。

$$(令和4年有所見率)=(令和4年1\sim9月の有所見率)\times0.75+(令和4年10\sim12月の有所見率)\times0.25$$

資料② 令和5年定期健康診断実施結果(都道府県別)

都道府県		健診実施事業場数	受診者数	所見のあった者	
				人 数	有所見率(%)
01	北海道	4,805 (1,445)	445,796	281,836	63.2
02	青森	1,298 (588)	119,250	80,182	67.2
03	岩手	1,410 (720)	140,205	91,012	64.9
04	宮城	2,313 (775)	217,392	138,581	63.7
05	秋田	853 (395)	79,970	56,867	71.1
06	山形	1,219 (463)	119,500	83,475	69.9
07	福島	2,030 (789)	195,436	120,156	61.5
08	茨城	2,573 (913)	281,376	172,552	61.3
09	栃木	2,027 (763)	228,215	141,513	62.0
10	群馬	2,153 (804)	210,664	127,460	60.5
11	埼玉	5,574 (1,713)	548,694	332,436	60.6
12	千葉	4,430 (1,476)	463,787	260,912	56.3
13	東京	15,614 (3,857)	2,158,832	1,216,733	56.4
14	神奈川	6,907 (2,292)	778,052	464,319	59.7
15	新潟	2,516 (1,046)	234,062	127,243	54.4
16	富山	1,382 (520)	142,285	87,206	61.3
17	石川	1,209 (392)	118,603	66,807	56.3
18	福井	1,013 (512)	91,677	56,302	61.4
19	山梨	898 (296)	81,593	50,069	61.4
20	長野	2,126 (799)	197,536	111,778	56.6
21	岐阜	2,179 (820)	207,081	124,694	60.2
22	静岡	3,998 (1,465)	419,324	248,919	59.4
23	愛知	8,743 (3,102)	1,081,221	595,613	55.1
24	三重	1,857 (843)	208,195	115,845	55.5
25	滋賀	1,620 (628)	170,668	94,164	55.2
26	京都	2,522 (936)	264,277	161,610	61.2
27	大阪	8,875 (2,886)	953,803	546,421	57.3
28	兵庫	5,849 (2,231)	563,777	328,404	58.3
29	奈良	970 (343)	86,447	51,506	59.6
30	和歌山	728 (291)	67,936	41,826	61.6
31	鳥取	609 (328)	52,465	30,186	57.5
32	島根	628 (285)	60,149	37,025	61.6
33	岡山	1,995 (850)	193,488	112,056	57.9
34	広島	2,900 (1,261)	297,554	179,399	60.3
35	山口	1,264 (554)	143,640	80,889	56.3
36	徳島	633 (255)	60,914	37,375	61.4
37	香川	954 (414)	93,046	56,767	61.0
38	愛媛	1,228 (504)	115,935	66,835	57.6
39	高知	563 (227)	52,482	34,692	66.1
40	福岡	4,439 (1,550)	462,338	276,060	59.7
41	佐賀	885 (372)	90,212	55,573	61.6
42	長崎	972 (404)	98,853	62,134	62.9
43	熊本	1,423 (527)	138,930	85,678	61.7
44	大分	1,013 (440)	109,962	65,926	60.0
45	宮崎	918 (291)	87,038	51,524	59.2
46	鹿児島	1,327 (528)	137,158	81,137	59.2
47	沖縄	1,156 (404)	115,673	81,920	70.8
合計		122,398 (43,308)	13,185,491	7,771,417	58.9

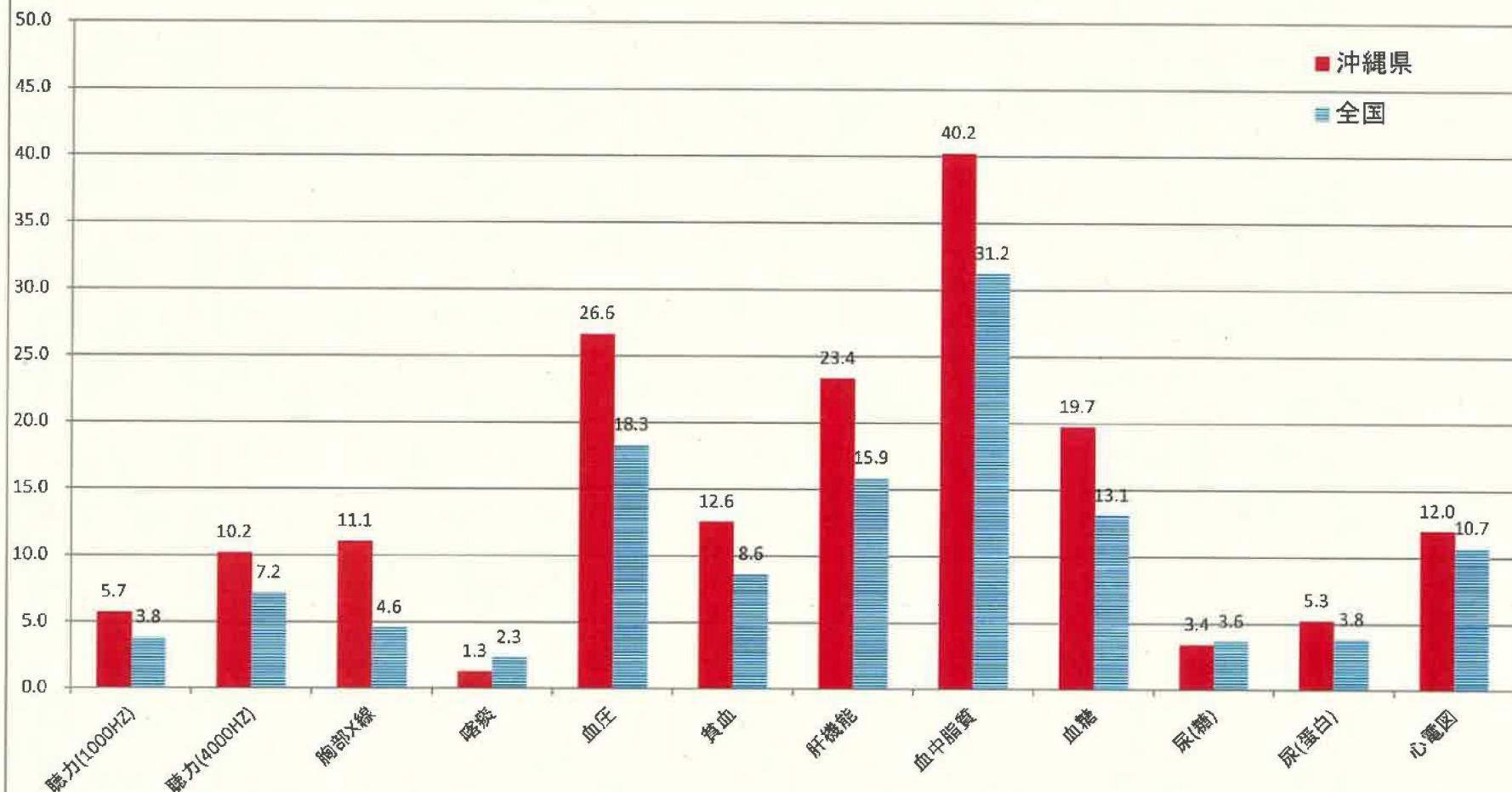
資料:定期健康診断結果調

(注) 1 「健診実施事業場数」欄は健診実施延事業場数である。

2 ()内は年2回以上健診を実施した事業場数で内数である。

(%)

資料③ 職場における定期健康診断有所見率(令和5年 健診項目別)



※ 資料出所：厚生労働省「定期健康診断結果調」、沖縄労働局「定期健康診断結果調」

資料④ 職場における定期健康診断有所見率の主な業種
(有所見率の高い順)

(左:業種 右:有所見率(%))

令和元年

1 清掃・と畜業	75.2
2 運輸交通業	74.8
3 製造業	74.3
4 その他の事業	71.0
5 商業	70.5
全業種平均	68.5

令和2年

1 製造業	77.5
2 運輸交通業	77.2
3 建設業	73.0
4 商業	72.9
5 清掃・と畜業	72.7
全業種平均	69.5

令和3年

1 製造業	80.6
2 建設業	75.3
3 運輸交通業	74.7
4 商業	73.2
5 その他の事業	71.7
全業種平均	70.4

令和4年

1 製造業	79.7
2 清掃・と畜業	78.4
3 運輸交通業	74.9
4 商業	74.2
5 その他の事業	73.1
全業種平均	72.1

令和5年

1 製造業	81.8
2 清掃・と畜業	80.6
3 運輸交通業	75.7
4 商業	72.9
5 その他の事業	72.6
全業種平均	70.8

※ 資料出所：沖縄労働局「定期健康診断結果調」

(注)令和4年については、令和4年10月の労働安全衛生規則の改正前後の有所見率を各期間で加重平均した推計値である。

(令和4年有所見率)=(令和4年1~9月の有所見率)×0.75+(令和4年10~12月の有所見率)×0.25

(注)受診者数1,000人以上の業種を対象とする。

うちなー健康経営宣言！

沖縄県内の働き盛り世代における健康づくりをサポートするため、令和3年3月に関係機関5者「沖縄県・沖縄労働局・沖縄県医師会・沖縄産業保健総合支援センター・全国健康保険協会（協会けんぽ）沖縄支部」にて包括的連携に関する協定を締結しました。これを機に、沖縄労働局で行っていた「ひやみかち健康宣言」と協会けんぽ沖縄支部の「福寿うちなー健康宣言」を「うちなー健康経営宣言」に統一し、令和3年4月1日より関係機関一体となって健康経営^(*)に取り組む事業場をサポートいたします。

^(*)「健康経営」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。



健康経営とは

従業員の健康を重要な経営資源と捉え積極的に従業員の健康増進に取り組む企業経営スタイルのことです。



健康経営実践のポイントは2つ

POINT 01 事業場の代表者が健康経営を実践することを決意し、それを社内外に広く公表すること

POINT 02 健診結果に基づき、事業場の健康課題を抽出し、その課題を改善するための効果的な取組みを実践していくこと

健康経営宣言の見える化

沖縄労働局のホームページに事業場名や事業場全体の取組み内容（代表者メッセージ）等を掲載することで、貴社が健康経営を実践している事業場であることを見える化（可視化）します。

健康課題等の把握

協会けんぽが保有する健診結果^(*)を活用して、年に一度「事業所カルテ」を発行します。このカルテにより事業場の健康課題の把握や、取組み後の改善効果を確認することが可能となります。

^(*)協会けんぽ加入以外の事業場は個人情報上の問題のない健診結果情報を提供していただくことが前提となります。

「うちなー健康経営宣言」では、実践のサポートが受けられるため、効果的に健康経営に取り組むことができます！



健康づくりサポートは5者で行います！

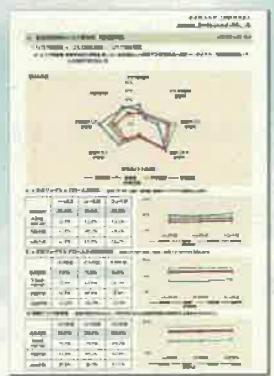
健康づくりサポートメニュー(無料)

「事業所カルテ」

【協会けんぽ加入事業場】

貴社の健診受診率や生活習慣病リスクなどを協会けんぽ全支部や沖縄支部、同業種と比較した「事業所カルテ（健康度診断結果）」を毎年提供します。健康課題の把握にご活用ください。

*被保険者数などにより、ご提供できない場合があります。



【協会けんぽ以外の事業場】

個人が特定されない範囲の健診情報を別途「健診情報提供書」として協会けんぽへ提供いただくことで、活用することができます。

*ご提供いただく内容：自社の健診受診者数と生活習慣病に関する検査項目の有所見者数、喫煙者数等

*事業所カルテは協会けんぽ加入事業場でも健康保険の通用事業場単位で作成しております。

営業所・支店等で宣言された場合は、事業所カルテがご提供できないことをご了承願います。

「うちなー健康経営ニュースレター」

健康に関する情報、健康づくりに積極的に取り組む宣言事業場の好事例などをご紹介します。

「がんじゅう沖縄（メルマガ）」



希望される方に産業保健に関する最新情報を毎月提供します。



「健康づくりのアドバイス」



協会けんぽの保健師や管理栄養士などの専門スタッフが、事業場の健康づくりへの取組み課題について、相談に対応します。お気軽にご利用ください。

「その他」

[沖縄県医師会] <http://www.okinawa.med.or.jp/>

・医師による高血圧予防などの健康講話や健康相談を行います。



[沖縄産業保健総合支援センター] <https://www.okinawas.johas.go.jp/>

・50人未満の事業場向けに、健康診断で有所見となった従業員の必要な措置について、医師からの意見聴取ができます。

・保健師が事業場を訪問し、保健指導や健康講話をています。

・産業保健に関する様々なテーマの研修を行っています。

・メンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援に関する相談に対応いたします。

[協会けんぽ] <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/okinawa/>
+原稿、加入事業場への支援

・保健師・管理栄養士が事業場を訪問し、特定保健指導や健康講話を行います。

・事業場内に展示して、健康への意識を高めもらえるようなフードモデル（食品模型）や脂肪1kg実物大モデル、禁煙指導用肺モデル等のレンタルをいたします。

お問い合わせ先

全国健康保険協会 沖縄支部 TEL 098-951-2211(音声ガイダンス4)

沖縄労働局 健康安全課 TEL 098-868-4402



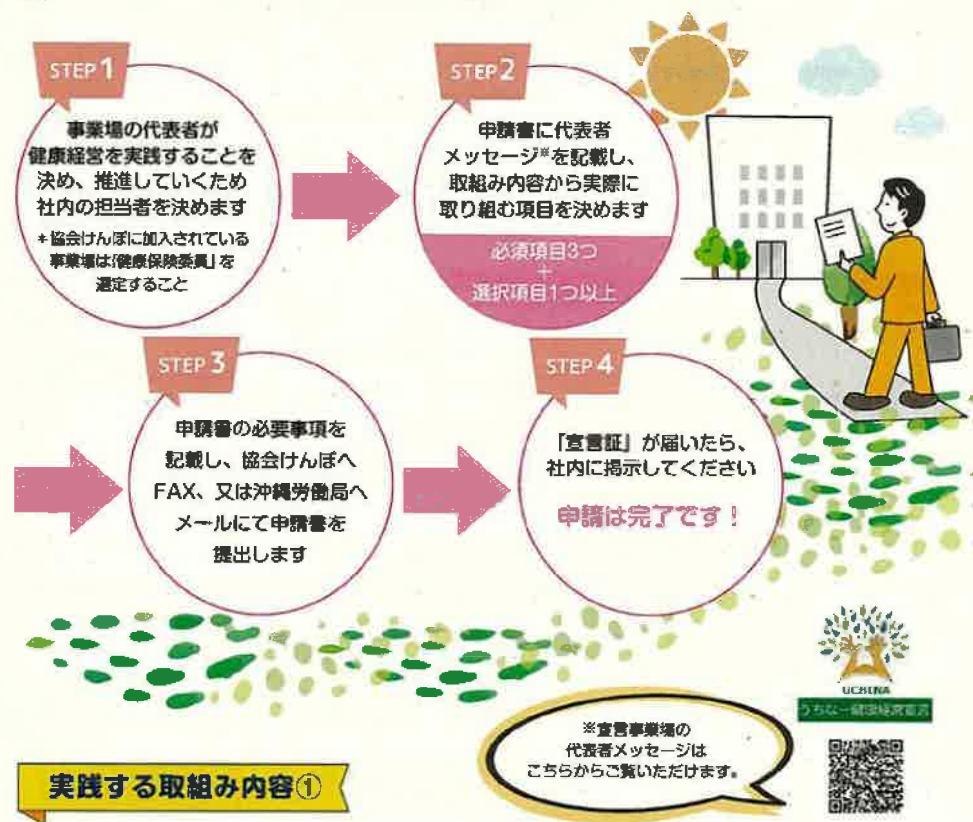
全国健康保険協会 沖縄支部

沖縄労働局

2022.06

申請の流れ

取組みはサポートメニューも活用しながら実践へ!!



実践する取組み内容①

取組み内容は、必須項目と選択項目があります。選択項目は1つ以上を選んでいただきます。

必須項目

次の3つは、法律に基づき必ず取り組んでいただく内容です^(注)

*労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年1回以上該当する従業員全てに健康診断を受診させる

*健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる

*健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う（労働者50人未満の事業場は地域産業保健センターをご利用いただけます）

(注) 「労働安全衛生法」や「高齢者の医療の確保に関する法律」が適用される事業場

実践する取組み内容②

選択項目

次の①から⑯の中から、取り組む内容を1つ以上選んでください。

取組み例を参考に自社の健康課題や取り組めそうなことからスタートしてみましょう！

選択項目	取組み例	おすすめポイント
① 健康診断結果において、再検査や治療を要請されたら、必ず受診させ、その報告を提出させることについて、就業規則に盛り込む	-該当する従業員に再検査や治療等の受診をさせ、その報告を提出させる	就業規則に盛り込むことで、全社員が健康問題に取り組まなければならぬことについて「見える化」することができ、また担当者が代わっても継続することができます
② 従業員の家族の健診受診を奨励する	-従業員から家族に受診の声掛けをする ※協会けんぽと事業場代表者との連名で受診勧奨文を届け別通知する	ご家族とともに健康であることは安心して働く上でも重要な取り組みです
③ 健康増進に向けた数値目標を設定する（任意）	-全従業員1日8,000歩以上歩く -メタボリスクを前年度より5%減少させる	事業所カルテを活用し健康課題を把握すると具体的な数値目標が立てやすくなります
④ 従業員に対して、健康意識を向上させる取り組みを行う	-朝礼や会議、回覈等で健康に関する情報発信 -栄養や運動、飲食やメンタルヘルス等に関する研修会の実施	事業場や産業保健スタッフ、協会けんぽ等にご相談ください
⑤ 産生活の改善に取り組む	-ヘルシー弁当の利用を勧める -自販機の飲料は紙袋・無糖へ変更する -おやつの販賣さ・配布をしない	メタボや血圧、血糖等の有病者が多い事業場にお勧め!習慣を変えるきっかけづくりになります
⑥ 運動機会の増進に取り組む	-職場で、時間を使つてラジガム体操を実施する -スポーツクラブ等の利用の奨励	体調の確認、健康維持やリフレッシュ効果があり、取り組んでいる事業場が増えています
⑦ 禁煙や受動喫煙防止に取り組む	-敷地内禁煙、屋内禁煙の実施 -禁煙希望者へ禁煙外来費用の一部補助	法改正もあり、受動喫煙防止対策は徹底ていきましょう
⑧ 過正飲酒対策に取り組む	-就寝前に呼吸中アルコール濃度のチェックをする -職場の飲み会は一次会までにする	肝機能リスクの高い事業場や車を運転する方が多い場合は積極的に取り組みましょう
⑨ 血圧管理に取り組む	-血圧計を設置し、正常範囲の周知と就業前の測定により正常範囲を超えていている場合は、上司へ報告をする -高血圧者の体格確認や定期通院のための時間確保	沖縄県では高血圧関連の病気で65歳未満の方が世界より多くなっています。 血圧の有病者が多い場合は事業場として高血圧対策を考えましょう
⑩ 感染症予防に取り組む	-手洗い、消毒の奨励と衛生品の確保 -マスク着用の徹行 -予防接種場所の提供、予防接種に係る時間の出勤扱い	感染症予防は従業員と顧客や関係先を守るために大切な取り組みです
⑪ 時間外勤務の縮減や有給休暇取得を促進する	-ノルマデータの設定、年次有給休暇の取得を鼓舞する	仕事と家庭生活の両立に向けた環境づくりにつながります
⑫ メンタルヘルス対策に取り組む	-メンタルヘルスに関する相談窓口の設置と周知 -メンタルヘルス不調者への対応	職場の環境改善を目指し、沖縄産業保健総合支援センターを活用しましょう
⑬ 治療と仕事の両立支援に取り組む	-治療と仕事の両立支援に関する相談窓口の設置と周知 -両立支援担当者を対象にした研修の実施 -両立支援に取り組む事業場の体制づくり、環境整備をする	治療と仕事の両立支援は社員の離職率の低下、生産性の向上につながります
⑭ その他（任意で設定）		①～⑯に当てはまらない内容は、自由に設定してください

宣言後は…

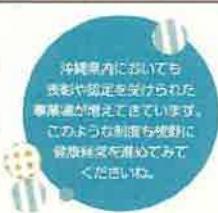
積極的に取り組まれている事業場には申請により次のような認定・表彰制度があります！

● 沖縄県健康づくり表彰（がんじゅうさびら表彰）

健康づくりに積極的に取り組み、優れた実績を上げた事業場や地域団体を県知事が表彰します。

● 健康経営優良法人認定制度

経済産業省が創設した認定制度で、健康経営に取り組んでいる優秀な大企業や中小企業が、定められた基準に基づき認定されます。



事業者の皆さんへ

第75回 全国労働衛生週間

2024（令和6）年10月1日～7日 [準備期間：9月1日～30日]

全国労働衛生週間スローガン

推してます
みんな笑顔の 健康職場

誰もが安心して健康に働く職場づくりへのご協力をお願いします！

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。

準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょう

- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 職場における転倒・腰痛災害の予防対策
- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 職場の受動喫煙防止対策
- 治療と仕事の両立支援対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- テレワークでの労働者の作業環境、健康確保
- 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 女性の健康課題への取組

全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署

取り組みには、以下の情報や支援をご活用ください。

産業保健活動総合支援

産業保健総合支援センターは、産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しています。

地域産業保健センター（地産保）では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを実施しています。

また、事業主団体等を通じて、中小企業等の産業保健活動の支援を行う「団体経由産業保健活動推進助成金」による支援も実施しています。

■産業保健総合支援センター（さんぽセンター）

<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>



■団体経由産業保健活動推進助成金

<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1251/Default.aspx>



メンタルヘルス対策

職場でのメンタルヘルス対策に関する法令・通達・マニュアル、「ストレスチェック実施プログラム（無料）」を掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzen/eisei12/>



メール・電話・SNS相談窓口を設置し、メンタルヘルス対策の取組事例などを紹介しています。

■働く人のメンタルヘルスポータルサイト

「こころの耳」

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



治療と仕事の両立支援

治療と仕事の両立支援のガイドラインや企業の取り組み事例、シンポジウムなどの総合的な情報を紹介しています。

■治療と仕事の両立支援ナビ

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp>



化学物質管理

職場の化学物質管理の道しるべ「ケミガイド」では、化学物質管理に関する無料相談窓口のご案内などを掲載しています。

■職場の化学物質管理の道しるべ

「ケミガイド」

<https://chemiguide.mhlw.go.jp/>



転倒・腰痛予防対策

転倒・腰痛予防対策の参考資料を紹介しています。



■「いきいき健康体操」（監修：松平浩）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000895038.mp4>



■腰痛を防ぐ職場の好事例集

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001087637.pdf>



SAFEコンソーシアム

「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」※に加盟し安全衛生の取り組みを社内外にPRしましょう！



※増加傾向にある転倒・腰痛などの労働災害について、顧客や消費者も含めたステークホルダー全員で解決を図る活動体です。趣旨に賛同した企業、団体でコンソーシアムを構成し、労働災害問題の協議や、加盟者間の取り組みの共有、マッチング、労働安全衛生に取り組む加盟メンバーの認知度向上などをサポートします。

■SAFEコンソーシアムポータルサイトはこちら

（サイト内から加盟申請もできます）

<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/>



高齢労働者の健康づくり

高齢者が安心して安全に働く職場環境の実現に向けた取り組みを進めましょう。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html



働き方改革

時間外労働の削減や年次有給休暇取得促進など働き方改革の推進に役立つ情報を紹介しています。

■働き方の現状が把握できる「自己診断」等

（働き方・休み方改善ポータルサイト）

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



■各種助成金や無料相談窓口の紹介等

（働き方改革特設サイト）

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/top>



労働安全衛生調査

事業所が行っている安全衛生管理や、そこで働く労働者の不安やストレスなど心身の健康状態についての調査結果を公表しています。

安全衛生管理の参考資料として活用するとともに、調査対象となった際のご協力をお願いします。

https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50_an-ji.html



その他

■職場における熱中症予防情報

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>



■職場における受動喫煙防止対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html



■労働基準監督署等への届出は電子申請が便利です！

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html



9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

「健康診断及び事後措置の実施の徹底」と「医療保険者との連携」をお願いします

1. 健康診断及び事後措置の実施の徹底

■ 健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取、医師の意見を勘案した必要な事後措置の実施は、全て労働安全衛生法に基づく事業者の義務です。

特に小規模事業場での実施率が低くなっています。事業場の規模にかかわらず、労働者の健康管理を適切に講ずるため、事後措置の実施まで徹底してください。

○有所見者に対する医師からの意見聴取を徹底しましょう。

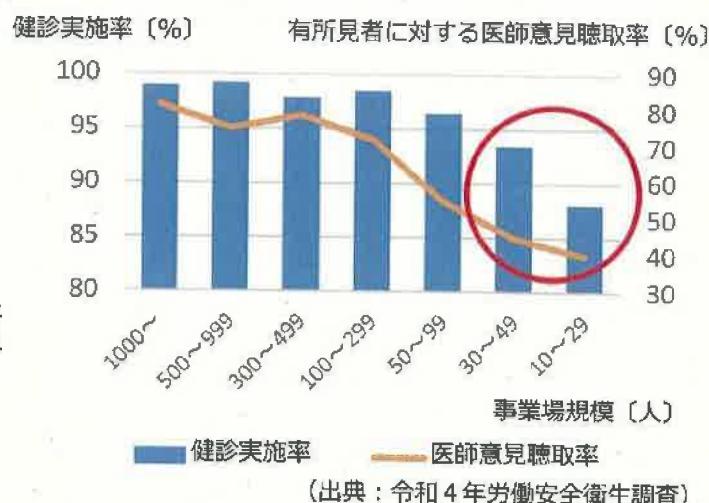
○事後措置は、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときに、労働者の実情を考慮して、必要な措置（就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等）を実施しましょう。

○事後措置を講ずるに当たっては「健康診断結果に基づき事業者が講すべき措置に関する指針」をご確認ください。

健康診断結果に基づき事業者が
講すべき措置に関する指針→



<事業場規模別 健康診断及び医師意見聴取の実施割合>



<地域産業保健センターのご案内>

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場への支援として、産業医・保健師を配置し、健診結果についての医師からの意見聴取、長時間労働者・高ストレス者に対する面接指導、産業医等の事業場訪問による保健指導、労働者の健康に係る各種相談などの対応をしていますので、ぜひご活用ください。

2. 医療保険者との連携

■ 医療保険者※1から健康診断の結果を求められた際の提供にご協力ください。

○保険者は、高齢者医療確保法に基づき特定健康診査・特定保健指導を、健康保険法に基づき保健事業を実施し、労働者の予防・健康づくりに取り組んでいます。

○これらの取組が着実に進められるよう、保険者から労働者の健康診断結果を求められた場合は、その写しを提供することが事業者に義務づけられていますので、健康診断結果の提供への協力をよろしくお願いします。

※法律に基づく提供の場合は、第三者提供に係る本人同意は不要です。

○厚生労働省では、コラボヘルス※2等の労働者の健康保持増進のための取組に要した費用に対し、エイジフレンドリー補助金で一部補助を行っています。積極的にご活用ください。

※ 1：協会けんぽ、健保組合、市町村国保、国保組合、共済組合等を指します。

※ 2：医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者の予防・健康づくりを効果的・効率的に実行すること。

エイジフレンドリー補助金
のご案内はこちら



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署

「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について
(抜粋)

令和6年8月23日付け基安発0823第2号

1 重点事項

- (1) 健康診断及び事後措置等の実施の徹底
- (2) 健康診断結果の記録の保存の徹底
- (3) 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。)に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携
- (5) 健康保険法(大正11年法律第70号。以下「健保法」という。)に基づく保健事業との連携
- (6) 平成30年3月29日付け基安労発0329第3号「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」を踏まえた小規模事業場における地域産業保健センターの活用

2 取組を実施するまでの留意点

- (1) 1の(1)については、健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取を徹底していただきたいこと。また、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときに、労働者の実情を考慮して、必要な事後措置を実施していただきたいこと。
さらに1の(3)については、健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対しては、医師又は保健師による保健指導を行うよう努めていただきたいこと。事後措置や保健指導を講ずるに当たっては「健康診断結果に基づき事業者が講すべき措置に関する指針」(平成8年10月1日健康診断結果措置指針公示第1号、平成29年4月14日最終改正)を十分に考慮いただきたいこと。
なお、これらについては、労働者数50人未満の小規模事業場も含む全ての事業場において取り組んでいただく必要があること。
- (2) 1の(4)については、事業者が、高確法第27条第3項の規定により安衛法等に基づく定期健康診断結果を求める保険者に対して、当該結果のうち特定健康診査に相当する項目を提供することが義務となっている。また、特定健康診査に相当しない項目についても、労働者に同意を得ることにより保険者に対して提供可能であるが、これらを知らないこと等により、中小企業等において、医療保険者への健康診断の結果の情報提供が進んでいないといった指摘がある。一方、こうした情報提供により、コラボヘルス等が推進され、労働者の健康保持増進につながることから、令和5年7月31日付け基発0731第1号保発0731第4号「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に係る事業者と保険者の連携・協力事項について」の一部改正についてに基づいた対応を依頼しているところである。

また、1の(5)については、令和3年6月11日に健保法が改正され、令和4年1月より、特定健康診査の対象とならない40歳未満の労働者の定期健康診断結果についても、保険者から求められた場合の提供が事業者に義務付けられている。

以上を踏まえ、定期健康診断の結果の提供の義務について、別添1のリーフレットの活用等により、周知を行っていただきたいこと。

- (3) 1の(6)については、地域産業保健センターにおいて労働者数50人未満の小規模事業場を対象として、健康診断結果についての医師からの意見聴取、保健指導等の支援を行っていることから、小規模事業場への指導等の際は、必要に応じてその利用を勧奨していただきたいこと。また、事業主団体等が傘下の中小企業等に対して産業保健サービスを提供した費用を助成する「団体経由産業保健活動推進助成金」について、事業主団体及び事業者等に周知する際には、リーフレットの活用等により、その利用を勧奨していただきたいこと。
- (4) 安衛法に基づく各種健康診断の結果報告については、電子申請の利用が可能であることから、別添2のリーフレットの活用等により、その利用を勧奨していただきたいこと。
- (5) 派遣労働者については、健康診断に関する措置義務について、派遣元・派遣先の役割分担がなされているため、以下の事項に留意していただきたいこと。
 - ア 派遣元事業場による一般健康診断、派遣先事業場による特殊健康診断の実施状況を確認すること。
 - イ 派遣元事業場においては一般健康診断及び特殊健康診断結果の記録の保存、派遣先事業場においては特殊健康診断結果の記録の保存状況を確認すること。

ウ 派遣労働者に対する一般健康診断の事後措置等の実施については、派遣元事業場にその義務が課せられているが、派遣先事業場でなければ実施できない事項等もあり、派遣元事業場と派遣先事業場との十分な連携が必要であることから、両事業場の連携が十分でない事案を把握した場合は、十分に連絡調整を行う必要があること。

- (6) 外国人労働者を雇用する事業者等に対して、一般定期健康診断の問診票の外国語版(英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語、タガログ語、タイ語、ネパール語、クメール語、ミャンマー語、モンゴル語)の周知を行っていただきたいこと。

- 3 健康診断以外の産業保健に関する取組の周知・啓発
事業場における産業保健の推進を図るために、重点事項と併せて、以下の取組についても周知・啓発を行っていただきたいこと。

- (1) ストレスチェックの確実な実施、集団分析及びその集団分析結果の活用による職場環境改善の推進
- (2) 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」(昭和63年9月1日健康保持増進のための指針公示第1号、令和5年3月31日最終改正)に基づく取組の推進
- ア 地域資源の活用については、「地域・職域連携推進ガイドライン」(平成17年3月策定、令和元年9月改訂)に基づく取組
- イ 運動の習慣化等による健康保持増進については、スポーツ庁のポスター等を活用した「体力つくり強調月間」(毎年10月1日~31日)、スポーツの日(毎年10月の第2曜日)及び「Sport in Life推進プロジェクト」の周知啓発
- (3) 職場におけるがん検診の推進
- ア 健康診断実施時に、事業者や健康診断実施機関等から、がん検診の受診勧奨
- イ 特に、女性従業員に対し、乳がん検診・子宮頸がん検診や婦人科等の定期受診促進について、別添3及び4のリーフレットを活用した周知
- ウ 「職域におけるがん検診に関するマニュアル」(平成30年3月策定)を参考にしたがん検診の実施
- エ 別添5のリーフレットを活用した、がん対策推進企業アクションの周知

- (4) 女性の健康課題に関する理解の促進
- ア 別添6のリーフレットを活用した、産業保健総合支援センターにおける人事労務担当者・産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修及び女性の健康課題に関する相談窓口の周知
- イ 企業や働く女性向けに健康管理に関する情報を提供している「働く女性の心とからだの応援サイト」や「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」の活用
- ウ 別添7の転倒災害防止に向けたリーフレットによる骨粗鬆症検診の受診勧奨

- (5) 眼科検診等の実施の推進
- ア アイフレイルチェックリストや6つのチェックツールを活用した眼のセルフチェックの推進
- イ 転倒等の労働災害の原因ともなっている視野狭窄を含む眼内障等の眼科疾患を予防し、早期に発見するため、40歳以上の従業員に対し、別添8のリーフレットを活用した眼科検診の周知

- (6) 職場における感染症に関する理解と取組の促進
- ア 「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」(平成23年5月16日策定、令和4年3月7日最終改訂)に基づく職域での検査機会の確保等
- イ 「職場におけるエイズ問題に関するガイドライン」(平成7年2月20日策定、平成22年4月30日改訂)に基づく取組
- ウ 令和4年4月20日付け基安労発0420第1号「従業員に対する風しんの抗体検査の機会の提供について(協力依頼)」等に基づく抗体検査の機会の提供等
- (7) 「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」(令和6年5月28日策定)に基づく、個人事業者等による定期的な健康診断の受診、注文者等による健康診断の受診に要する費用の配慮等個人事業者等の健康管理のための取組の周知